

西東京・住基ネットいらなない! ニュース

2005年7月20日発行 vol.9 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 0170-9-777564

取消訴訟 & 国賠訴訟第5回口頭弁論 「住民の便益」とか言われても 市長は車座集会で「大変悩ましいシステム」

取消訴訟第5回口頭弁論

住基ネットに正当性も必要性もなし

住基ネット取消訴訟の第5回口頭弁論は6月29日に開かれました。原告側は準備書面(3)を提出、「住基ネットには、住民の便益と行政の効率という正当な目的があるとは言い難いばかりでなく、個人のプライバシー権を犠牲にしてまで実現すべき必要性が現実存在していない」ことを明らかにしました。住基ネットは深刻なプライバシー権の侵害をもたらすものであり、全員を強制参加させて運用することは人格権の保護を定めた憲法13条に違反しています。32頁にわたるこの準備書面は、5月末に相次いで出された金沢、名古屋両地裁の判決(ニュース8号参照)を引用した、きわめて説得力の高い内容となっています。(主な内容は2~3頁に掲載)

国賠訴訟第5回口頭弁論

実態とはかけはなれた市の主張

一方、国賠訴訟の口頭弁論は7月11日に開かれ、原告側は準備書面(4)を提出しました。これは上記の取消訴訟の原告準備書面(3)とほぼ同趣旨に内容となっています。対する被告側の準備書面(3)は「市長は法律に基づいているから違法ではない」というほかは、「行政の効率化や住民の利便性に必要」などと抽象的な主張にとどまりました。法律の

条文を列挙して「こうなってるから大丈夫」と安全性を訴えています、実態とはかけ離れています。原告準備書面ではこうした点について、具体的な例証をあげて根拠がないことを明確にしておき、次回以降どのような反論がなされるか注目されます。

車座集会で市長語る

「市民との対話」はどうなったか

こうした中、西東京市では2月に当選した坂口市長が公約に掲げていた市民との「車座集会(タウンミーティング)」が7月12日から順次開催されています。住基ネットについては「大変悩ましいシステム」などとしながら、より対話を求める声に対しては、裁判中であることを理由に「慎重に対応する」と消極的な回答にとどまりました。FM西東京の放送によると、市長の発言は次のとおり。

「まったく私は拒んでいるつもりもありませんし、じゃあ市長の考えはどうかということにもなるわけですが、私なりの考えを持っておりますけれども、それは個人の考えと、また市長として対応する場合とでは当然のことながら違ってくる場面もあります。住基ネットというのはそういう問題をはらんでいる部分がありますので、いま注意深く裁判の推移、それから判例等を見させていただいているということです」。(H)

取消訴訟原告準備書面(3)の主な内容

処分性

行政事件訴訟法は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」を取消訴訟の対象としている。最高裁判例では、法令上の規定がある場合だけでなく、実際に重大な利益侵害があれば、処分性を認めて取消訴訟による救済を行っている。

個々人を容易かつ正確に識別する手段として決定的な機能を果たす住民票コードは、国民の権利義務に重大な影響を与えることはあきらか。

住民票コードはいったん住基ネットに送信されてしまえば、原告が自分の情報が全国のどこでどのように利用されているか知ることはできず、個々の具体的事例について訴訟を起こすことは事実上不可能。住民票コード記載に処分性を認めて、取消訴訟の対象として救済する必要性が極めて高い。

被告の西東京市、また東京都もこれまで処分性があるとの認識で対応してきている。

・したがって、法律上の問題としても実際上の問題としても、「住民票コード記載」という被告の行為は、処分性がある。

プライバシー権の侵害

プライバシー権は、人格権として憲法13条で保障されている。近年ITの急速な発達で、複製や書き換えが容易なデジタル情報化された、個人情報本人の知らないところで収集利用され、悪用される危険性が高まっている。プライバシーの権利は、私生活への侵入を拒絶する権利としてとらえるのは不十分で、他者への開示、利用、提供の可否を自分で決める権利、すなわち自己情報コントロール権が含まれると考えるべき。

従来、行政と住民との関係は、上から一方的に行われることが前提であった。しかし、個人情報保護制度のもとでは、住民は一方的な受け身の存在ではなく、自分の意思に基づいて積極的に行政に働きかける権利があり、行政はこれに応じる法的義務を負っている。

現行法体系における自己情報コントロール権保護の施策

自己情報コントロール権は憲法や法律に明記されているわけではないが、用語は使われていなくても、その内容が具体的に規定されているなら、実質的に自己情報コントロール権は保障されていると理解すべき。

西東京市個人情報保護条例

第1条で「この条例は、西東京市における個人情報の適切な取扱いについての必要な事項を定め、個人情

報を保護するとともに、自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保護することにより、市民の基本的権利を擁護することを目的とする」と規定。具体的には、開示請求権(13,14,18,19条)のほか、訂正請求権(15条)、削除請求権(16条)、中止請求権(17条)など。

行政機関個人情報保護法

西東京市条例と同様に、個人に対して開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権を保障している。

個人情報保護法

3条で「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図らなければならない」を基本理念として規定。そのうえで個人情報取扱業者に対し正確性の確保、安全管理を義務として課し、個人との関係で開示義務、訂正等義務、利用停止義務を明記。これらはまさしく自己情報コントロール権の内容にほかならない。

個人識別情報の保護の必要性

氏名、生年月日、性別、住所の4情報がプライバシー情報として、みだりに収集、流通、開示されるべきでないことは判例上も争いがない(早大江沢民事事件での最高裁判決=2003.9.12)

住基ネット差し止め訴訟についての名古屋地裁判決(2005.5.31)は、4情報は住基法で誰でも閲覧できると規定されているのだから「秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものとはいえない」と判断。しかし現在は総務省でさえ、台帳閲覧の問題性を認識しており、全国の市町村に対し、条例によって閲覧制限などをすることを薦めている。独自に規制条例を制定している自治体も出てきている。

一方、金沢地裁判決(2005.5.30)は「秘匿の必要性は、個々人によって様々」とした。通名で社会生活を送っている人やDVやストーカーなどの被害を受けている人にとっては、プライバシー権の対象として保護する必要性がある。そしてそうした事情は、いつだれに発生するかはわからない。

本人確認情報のプライバシー情報性

上記4情報のほか住民票コードと変更履歴を加えた6情報を本人確認情報という。コード番号は、特定個人の識別が100%確実。名古屋地裁判決は、住民票コードを日常使用される整理番号と同じであるとした。

しかし、4情報の閲覧や交付を認めている住基法でも、住民票コードは自由閲覧の対象とはしていない。住民票コードとそれを含む本人確認情報の秘匿性が高度なものでないとしたら、説明がつかない。

これに対して金沢地裁判決は、住民票コードが記載されたデータベースが作られた場合、コード番号は名寄せのマスターキーとして利用されるのだから「これを秘匿する必要性は高度である。」「本人確認情報は、いずれもプライバシーにかかる情報として、法的保護の対象となるというべき」と指摘している。

住民票コードを行政事務における本人確認のために使うには、法律や条令の個別の根拠が必要ということになっている。しかし法律で利用できる93事務を定めたとときも、それを264事務に増やした際も、個々の行政事務について住民票コードの必要性にかんする議論は国会でもまったく行われていない。今後拡大される場合に十分慎重な検討がなされるという保障はない。

本人が自主的に住民票コードを開示し、これをもとに民間企業がデータベースをつくることは住基法で禁止されていない。今後、住民票コードが広範囲に利用される事態はじゅうぶん起こりうる。住民票コードとそれを含む本人確認情報は、4情報以上にプライバシー権の保護の対象として強く保護されるべき。

住基ネットによる本人確認の問題性

市町村はいったん外部に送信された情報について利用や管理の状況をチェックできない。自治事務である住民基本台帳事務について、責任主体である市町村が管理できないという異常事態に陥っている。

住基ネットにおける具体的なプライバシー侵害の危険性について

住基ネットでは住民票コードによる「名寄せ」が可能であるから、個人の情報の大量、包括的な入手集積の危険性は飛躍的に高まった。

不正侵入があったとしても痕跡自体が消されてしまえば、事実の有無が確認できない。不正侵入はすでにあったけれども気づいていないだけかもしれない。

運用関係者による漏洩などの危険と、外部からのネットワーク侵入の2つがありうるが、このような危険を防止するためのセキュリティ対策は、ハード、ソフトの両面において十分とはいえない。

市町村に対して「技術的基準」や詳細なマニュアルが示されているが、全国3000余の全ての自治体職員が完全に対応できるとは考えられない。4割の自治体では専任職員がいない。

全国全ての自治体で十全な体制が整っていなければ、西東京市だけで完全な危機管理体制をとっても無意味である。しかし小規模自治体にとっては、セキュリティにかかるコストを負担しきれない。西東京市にとっても財政事情の厳しさから十分な予算を投入しきれな

いことはあきらか。住基ネットに接続することで、セキュリティが極めて危険な状態にある小規模自治体と結合され、西東京市は自ら危険にさらされている。

法令の定めによるプライバシー権の制限

西東京市個人情報保護条例では、原則として外部提供が禁止されている。「法令の定めがあるとき」は例外と規定されているが、条例は「個人情報の適正取扱いについての必要な事項を定め、個人情報を保護」し「市民の基本的な人権を保護することを目的とする」(条例1条)のだから、法令も個人情報の保護について必要な事項を定めているのでなければならない。現行の住基法では個人情報保護のための規定は不十分であり、条例のいう「法令の定めがあるとき」には該当しない。目黒区情報公開・個人情報保護審査会も、同様の理由で、住民による住基ネットへの自己情報提供中止請求を認めるべきとの答申を出している(2004.12.1)。

個人のプライバシー権に優越する公益目的の有無

国の事務264について本人確認情報を利用できるというが、住基ネットのようなシステムがなくても、市町村や都道府県、国など当事者同士が個別に情報を交信し合えば済む。

都道府県の行政においては、ほとんどなんのメリットもない。

市町村では、自治体の運営経費は軽減どころかむしろ逆に増えている。市町村だけの事務効率でみた場合、費用対効果は明らかにマイナス。

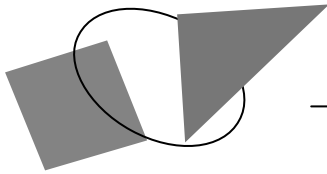
住民にとって、全国どこでも住民票の交付が受けられることは、必要性が薄くメリットといえるほどのものではない。転入転出手続きの簡略化も、実態においてはほとんど効果がない。パスポートの交付などは十年に一度しかないことで、意義があるか極めて疑問。

住基カードはほとんど普及していない。これは本来必要なものでないということを意味している。

長野県による試算では、メリットよりもコストの方が明らかに過大。2003年から15年間にわたり赤字が続く、その規模は毎年20億円を超えるとの試算。人口1万人未満の自治体では住民の利益との差し引き計算をしてもプラスになることはない。沖縄県与那原町のように、費用対効果の観点から住基ネットの切断を検討すべきとの意見が出ている自治体もある。

住基ネットの必要性

以上のように住基ネットシステムの行政目的には、到底正当性がない。個人のプライバシー権を犠牲にしてまで実現すべき必要性が現実に存在していない。



代理人から一言

増田利昭弁護士



住基ネットについては、最近の金沢地裁判決のように、司法でもようやく真面目に取り組む動きが出てきました。これも、各地での頑張りの成果だと思います。他方、西東京市の裁判はといえば、被告側は相変わらず総務省の主張ばかりで、残念ながら、市との対話は未だ成立していません。ただ、入口段階を過ぎて、これから本質的な議論になっていくところなので、我々弁護士の的には、これからが頑張りどころです。ですから、住民のみなさんも、「なんだ、まだ裁判やってたのか」なんて言わないで、ますます活発にご参加、ご声援ください。

出前講座「電子自治体ってどんな市役所」

8月19日(金)午後7:00~9:00

田無公民館会議室

*西東京市の情報推進課が、市の電子自治体構想について説明してくれます。

主催/市民権を考える会(佐藤 0424-69-3008)

BSディベート NHKBS1でオンエア!

「本格稼働から2年
住基ネットはどうあるべきか」

7月31日(日) 22時10分~24時

(23時~23時10分は中断)

清水勉弁護士、山田宏・杉並区長が、推進派の前川徹・早大客員教授、中島洋・MM総研所長とガチンコバトル! 完全論破なるか!?

反住基ネットサマーセッション in 関西2005

8月27日(土)~28日(日)

大阪・吹田市民会館

参加費 3000円(2日間通し)

主催/反住基ネット連絡会 反住基ネット関西

「テロ」「犯罪」防止の名目で拡大する監視社会のなかで、稼働から3年を迎える住基ネット。これからの反住基ネット運動を見定めるために、全国交流会がもたれます。各地の状況はじめ、国勢調査、住民票大量閲覧問題、バイオメトリクスによる監視強化、人権と治安など盛りだくさんの内容。西東京市からの報告もあります!

よてい表

取消訴訟 第6回口頭弁論

9月7日(水) 10時30分~
東京地裁 712号法廷

弁護団を交えて学習会

9月23日(金) 10時~

「取消訴訟&国賠訴訟

~代理人による論点整理part3~
田無公民館第2学習室

国賠訴訟 第6回口頭弁論

10月3日(月) 10時~
東京地裁 712号法廷

活動日誌

6/29 取消訴訟第5回口頭弁論

7/11 国賠訴訟第5回口頭弁論

7/23 世話人会
ニュース9号
印刷・発送作業

